

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：	警備業法
根 拠 条 項：	第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：	機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請 先：	交付を受けた公安委員会を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：	申請に係る警察署の生活安全課
備 考：	